

## 生徒心得

東海大学付属福岡高等学校の生徒として、自覚と誇りをもって行動し、学校生活を通して人格の向上に努める。高校卒業後、主体的に自らの人生を切り開くことができるよう高校3年間で「人間力」を養う努力を怠らない。この「生徒心得」は、社会的秩序とマナーを守るため、また本校のブランドイメージを守るためであることを意識し、以下のルールを遵守して、基本的な生活習慣の確立と自らの夢実現を目指すものとする。

### 1. 礼儀について

- ①礼儀は人間関係の基本となるものであり、感謝の心を養い、感じる力・考える力をも養うため、お互いにその人格を尊重し、礼をつくして自らの品位を高めるよう努力する。
- ②本校では、語先後礼を挨拶の基本とし、様々なシチュエーションに応じた挨拶を心掛ける。
- ③教師や目上の方に対してはもちろんのこと、本校の来客に対しても礼をつくし、また生徒相互の間でも礼儀を重んじ挨拶を交わす。
- ④教師や目上の方等には、敬語を使う。

### 2. 服装について

服装はその人の品性を示すとともに学校の品位を示すものである。常に制服を正しく着用し、端正な態度を失わず、いたづらに流行を追い、華美にならないようにする。

【男子】指定のものを着用し、許可なく加工しない。

[冬服] ……着用期間：11月1日～ゴールデンウィーク前まで（登下校時は、ブレザー着用）。

- ・上着（ブレザー） 第一ボタンをとめて着用する。襟章を装着する。
- ・ネクタイ きちんと結んで着用する（夏服はノーネクタイでもよい）。
- ・長袖シャツ 第一ボタンとボタンダウンをとめて着用する。  
※インナーは白の無地とする。シャツの襟から出るものは不可。
- ・スラックス 指定のものに限定。
- ・ベルト 指定のものに限定。
- ・ニットベスト 指定のものに限定(オプション)。
- ・防寒コート 必ずブレザーを着用し、ブレザーが隠れる黒・紺・茶系の制服に合う華美でないものとする。  
部活動で許可・統一されたウエアも可とする。
- ・その他 アクセサリー類はすべて禁止する。  
マフラーについては華美でないものとする(安全を考慮し長すぎないもの)。  
ひざ掛けは教室内のみ使用を許可する。

[ 夏服 ] ……天候や気温、または自らの体調と相談し、各自で完全移行の時期を決めてください。

ただし、以下の点を順守し、正しく制服を着用する（防寒着の着用不可）。

- ・半袖シャツ           ネクタイ着用時は第一ボタンをとめて着用する。  
                              ネクタイを着用しない場合は第一ボタンをあけて着用できる。  
                              いずれの場合もボタンダウンは必ずとめて着用する。  
                              ※インナーは白の無地とする。シャツの襟から出るものは不可。
- ・長袖シャツ           ネクタイを着用し、第一ボタンとボタンダウンをとめて着用する。  
                              袖をまくる場合、きれいにまとめる。
- ・ポロシャツ           指定のものに限定（オプション）。第一ボタンを開けて着用できる。
- ・サマーセーター      指定のものに限定（オプション）。
- ・スラックス           指定のものに限定。
- ・ベルト                指定のものに限定。

[ 履物 ]

- ・靴 下                 指定のものに限定。
- ・靴                    指定のものに限定。

【 女 子 】 指定のものを着用し、許可なく加工しない。

[ 冬服 ] ……着用期間：11月1日～ゴールデンウイーク前まで（登下校時は、ブレザー着用）。

- ・上着（ブレザー）    第一ボタンをとめて着用すること。襟章を装着する。
- ・リボン・ネクタイ    指定のリボン・ネクタイを着用する。
- ・長袖シャツ           第一ボタンとボタンダウンをとめて着用すること。
- ・ニットベスト        指定のものに限定。全員購入し必ず着用する。
- ・スカート             丈は膝中央を基準とする。膝の上部から下部までを許容範囲とする。
- ・防寒コート          必ずブレザーを着用し、ブレザーが隠れる黒・紺・茶系の制服に合う華美でないものとする。  
                              部活動で許可・統一されたウエアも可とする。
- ・その他                スラックスの着用を認める（指定のものに限定）。  
                              アクセサリ類はすべて禁止する。  
                              マフラーについては華美でないものとする(安全を考慮し長すぎないもの)。  
                              ひざ掛けは教室内のみ使用を許可する。

[ 夏服 ] ……天候や気温、または自らの体調と相談し、各自で完全移行の時期を決めてください。

ただし、以下の点を順守し、正しく制服を着用する（防寒着の着用不可）。

- ・オーバーブラウス    リボンを着用する。  
                              インナーは単色で華美でないものを必ず着用する。

- ・半袖シャツ 必ず、ニットベストまたはサマーセーターを着用する。  
指定のものに限定（オプション）。第一ボタンを開けて着用できる。
- ・長袖シャツ 必ず、ニットベストまたはサマーセーターを着用する。  
リボンまたはネクタイを着用し、第一ボタンとボタンダウンをとめて着用する。  
袖をまくる場合、きれいにまとめる。
- ・リボン 指定のリボンをボタンでとめて着用する。
- ・スカート 丈は膝中央を基準とする。膝の上部から下部までを許容範囲とする。
- ・ポロシャツ 指定のものに限定（オプション）。
- ・サマーセーター 指定のものに限定（オプション）。

[ 履物 ]

- ・靴 下 指定のものに限定（冬季は黒色のタイツを着用可）。
- ・靴 指定のものに限定。

### 3. 頭髪について

頭髪は服装と同様、その人の人格、品位を表すので、常に清潔にしておくよう心掛け、いたずらに流行を追わないようにする。

#### 【 男 子 】

- ①常にきちんと整髪する。
- ②前髪は目にかからない程度までとし、横髪は耳にかからないこと。
- ③染髪、脱色、長さの違反、パーマ（ストレートパーマは不問）、極端な加工を加えた髪型にしない（刈り上げは5mm以上）。
- ④鼻ヒゲ、あごヒゲ等は禁止する。

※上記に準ずる違反等があれば、是正されるまで出校停止を命じることがある。

#### 【 女 子 】

- ①髪の長さについては、前髪は目にかからない程度とし、後ろ髪はシャツの襟の下を越えないこと。  
※横髪は不潔さや、だらしのなさを感じさせないように、きちんとまとめておくこと。  
後ろ髪をシャツの襟下より長くする場合は、後頭部できちんと束ねること。  
あごから耳中央を通る延長線上より下で結ぶ。  
無地の黒、濃紺、こげ茶色の細いゴムを使用すること。レース状や飾りのついたものは認めない。
- ②染髪、脱色、長さの違反、パーマ（ストレートパーマは不問）、極端な加工を加えた髪型にしない。

※上記に準ずる違反等があれば、是正されるまで出校停止を命じることがある。

### 4. 眉毛について

流行を追わず、極端な眉そり（全剃り、極端に細くする、眉かき）など「整える程度」を逸脱しないこと。

※上記に準ずる違反等があれば、自然な形状と判断できるまで、定期的に経過指導を行う。

## 5. 化粧・装飾品について

- ①化粧（つけまつ毛、眉かき等含む）の事実が認められた場合は、厳重な指導が行われ、出校停止や処分もあり得る。
- ②カラーコンタクト、ピアス（ピアスホール含む）・ネックレス等の装飾品を身に付けない。事実が認められた場合は、厳重な指導が行われ、出校停止や処分もあり得る。

## 6. 通学バッグについて

- ①通学バッグは学校指定の黒色のメインスクールバッグ（学年色Tウェーブロゴ入り）を使用する。
- ②メインスクールバッグは手で持つことや肩から提げることが前提に製作したものであるため、リュックサックのように背負わない。
- ③メインスクールバッグに入りきれない荷物は、学校指定のサブバッグに入れて通学する。部活動生でクラブ統一のバッグがある場合は、申請の後、許可があればその限りではない。クラブ指定バッグは校名、もしくはロゴを入れ、その使用については、クラブ顧問の指示に従う。（クラブ用に私物のリュックを使用することは認めない。その場合はサブバッグを使用する。）
- ④サブバッグおよびクラブ指定のバッグ(リュック)のみでの通学を禁止する。但し、校外活動等でサブバッグのみを使用する場合は、学校から事前に連絡をする。
- ⑤バッグには必ず購入後すぐに記名し、紛失を防ぐよう管理すること。
- ⑥バッグには華美な装飾品をつけない。（他者との区別のために1つのみ許可する）。
- ⑦荷物が極端に多い場合、リュックを許可する。その際、黒・紺の華美でないものとする。

## 7. 登校・下校について

J R 赤間駅から本校までは、指定された通学路を利用すること。

※登下校に際しては交通ルール、公衆道徳を守り、事故のないように充分注意すること。

タクシーによる登下校は禁止する。

### (1) J R 通学生

- ①駅構内、列車内でのマナーに常に心がけ、他人に迷惑や不快感を与えないよう、充分注意する。
- ②遅くとも、8時30分以前に赤間駅に到着する列車を利用すること。
- ③8時55分までに教室に入り（8時50分までに校舎内に入る）、9時00分からの朝読書の準備をする。
- ④9時00分以降を遅刻とする。

### (2) 自転車通学生

- ①自転車通学を希望する者は、担任、生徒指導部を通じて許可を受ける。許可を受けたら、ステッカー

を所定の箇所に貼り付け、必ず施錠をして指定の場所に駐輪する。

- ②自転車は常に安全運転ができるように、常に整備しておく。(特にブレーキ、ライトは注意する。)
- ③二人乗りは道路交通法で禁止されている。また、並列運転は非常に危険である。事故のないように交通マナーを厳守すること。
- ④校内の坂道は危険防止のため、乗車を禁じる。(他の急な坂道も同様である。)
- ⑤盗難や事故に備えて「防犯登録」や「自転車保険の加入」を必ず行う。
- ⑥「左側通行」などの交通ルールを遵守し、常に事故防止に心がける。
- ⑦赤間駅・学校間の使用は認めない。

### (3) スクールバスの利用について

- ①本校指定のスクールバスの利用については、別途、会員冊子・規則を参照すること。

### (4) 保護者による送迎（保護者等以外の送迎は原則認めない。）

- ①平日・土曜日の朝は、8時50分までに降車を済ませること。
- ②下校生徒およびスクールバス走行の妨げにならないよう気をつける。
- ③乗降場所は、松前記念体育館階段前とコモンホール前の2カ所のみとする。

## 8. 欠席・遅刻・早退について

- ①欠席・遅刻・早退する時は事前に保護者の携帯端末から連絡アプリにて届け出る。
- ②遅刻者は職員室で入室許可書を受け取り、入室すること。
- ③寮生に関しては、部活動顧問に連絡する。

## 9. 貴重品の管理について

- ①移動授業がある時は、クラスの施錠係が2人体制で施錠する。
- ②移動教室での授業時は、各自貴重品を身につける。
- ③体育の授業時は、授業場所まで各自貴重品を持参し、その場所で授業担当者が貴重品袋にて回収する。
- ④物品購入や部活動等のため、大金等を所持している場合は、担任または、クラブ顧問に預ける。

## 10. 携行品について

- ①生徒手帳は、常時携帯する。
- ②学習や部活動に関係のない物の持ち込み禁止する。

## 11. 携帯電話(スマホ)の持ち込みと使用について

### (1) 携帯電話についての基本的方針

- ①本校並びに昨今の高校生の携帯電話の使用事情を鑑み、学校への持ち込みを認めない指導から、校内への持ち込みを認め、限定的な使用を認めることとする。

- ②限定的な使用とは、始業から終業までの時間帯は一切使用を認めないものとし、その時間帯は生徒から携帯電話を預かることとする。それ以外の時間帯についてはルールとモラルを守っての使用を認めるものとする。
- ③本校のルールとモラルに関しては、教職員、生徒とその保護者に明確に示し、三者が共有する。教職員はそのルールとモラルに則して指導にあたる。

## (2) 携帯電話使用ルール

### [ 登下校時 ]

- ①携帯電話は、常にマナーモードにしておくこと。
- ②歩きながらや何かをしながらの使用である「ながらスマホ」については厳禁である。
- ③通学電車内、バス車内での通話はしないなど、使用に関しては公共マナーを守る。
- ④自転車通学者は絶対に使用しながらの運転はしないこと。

### [ 朝校舎内～朝読書～朝回収時 ]

- ①朝読書が始まる前までに、携帯電話の電源を切り、担任の指示で回収バッグに預けること。
- ②その際、破損がないことを確認した上で預けること（画面割れ等破損がある場合は事前に担任に報告すること。）

### [ 帰り返却時 ]

- ①返却は帰りの SHR が終了後、礼の後に返却する。
- ②返却後は、廊下に出て歩きながらの使用はしない。

### [ 放課後～下校 ]

- ①放課後の使用については、「携帯電話使用に関するモラル」に準じて使用すること。
- ②公共の場所での使用は特に注意すること。（補習中・自学自習中・図書室前・職員室前など）

### [ 全体を通して ]

- ①学校敷地内でのコンセントを使用した、携帯電話等の充電は厳禁とする。
- ②寮生の食堂内での朝・昼・夕の食事中的使用は一切しない。
- ③原則、歩きながらのイヤホンの使用は禁止（安全上）する。また、大音量での使用も禁ずる。
- ④本校の制服またはそれに準ずる着衣を着用中は、常に携帯電話の音量をマナーモードにしておく。
- ⑤校内において撮影した写真・動画等の SNS 等へ投稿を禁止する。  
（他の肖像権侵害の問題、情報流出の危険性、いじめへ発展への防止等）
- ⑥日祝日などの部活動だけの日も同様の規定である。（使用は認めるがマナーを遵守する。）

## 12. その他

- ①22 時以降の外出は補導の対象となる。
- ②高校生として相応しくない場所に立ち入らない。

- ③アルバイトは、生徒指導部の許可（毎年、申請する）を受ける。
- ④自動車・バイクの「運転免許証」取得は事故防止の意味から禁止とする。  
また、バイク等の後部座席同乗も禁止とする。
- ⑤3年生は、12月設定日以降、自動車学校への通学を認める。
- ⑥事故または補導を受けた場合は直ちに届け出る。

### 13. 校内生活について

①校則違反者には、「学校懲戒権」の範囲内で、生徒指導規程に基づいた下記の懲戒処分が校長から行われる。なお、処分の際には、保護者同伴にて申し渡す。

- (1) 訓告      (2) 有期停学      (3) 無期停学      (4) 退学

※注意を要する行為などには訓戒が行なわれる。

※謹慎は家庭謹慎とする。(事情により校内謹慎の場合もある。)

※頭髪・服装違反が度重なる場合は処分される。

②怪我などで制服の着用ができない場合は、生徒手帳の「連絡証明欄」を利用し、「異装願」を担任へ提出すること。(保護者の署名・捺印が必要である。)

③公共物の破損については、故意または不注意の場合、実費を弁償する。(処分の対象となるケースもある。)

④盗難防止のため、所持品には必ず記名し、貴重品の管理は各自が責任を持つ。

⑤必要に応じて服装検査を実施する。

⑥校内での掲示・集会は生徒指導部の許可が必要とする。